

お客さま各位

「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、令和3年度税制改正に伴い、令和3年4月1日（木）より「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」について下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

記

一、改定内容

【教育資金贈与税非課税措置に関する特約の改定部分新旧対象表】（下線は変更部分）

改定前	改定後
<p><b>第1条（特約の適用範囲）</b></p> <p>2. この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>(1) （省 略）</p> <p>(2)</p> <p>(3) 預金者が前号の契約にもとづき平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p>	<p><b>第1条（特約の適用範囲）</b></p> <p>2. この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2)</p> <p>(3) 預金者が前号の契約にもとづき平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p>
<p><b>第10条（贈与者が死亡した場合の取扱い）</b></p> <p>3. 預金者は、この特約が終了する日までの間に贈与者が死亡した場合において、預金者が当該贈与者からその死亡日前3年以内に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残額（非課税拠出額から教育資金拠出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した金銭）を、当該預金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において、次の各号のいずれかに該当する</p>	<p><b>第10条（贈与者が死亡した場合の取扱い）</b></p> <p>3. 預金者は、この特約が終了する日までの間に贈与者が死亡した場合、その死亡日における管理残額（当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金拠出額を控除した残額）を、当該預金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。なお、令和3年3月31日以前の贈与で、預金者が当該贈与者からその死亡日前3年以内に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残額（非課税拠出額から教育資金拠出額を</p>

<p>場合は適用しません。</p> <p>(1) 預金者が23歳未満である場合  (2) 預金者が学校等に在学している場合  (3) 預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合  (4) 平成31年3月31日以前に教育資金非課税措置の適用を受けた金銭</p> <p>なお、上記(2)または(3)に該当する場合は、その旨を証明する書類を提出していただきます。</p> <p>4. 当行は、当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、<u>贈与者からその死亡前3年以内に取得した管理残額</u>および当該贈与者が死亡した日を記録します。預金者が管理残額を知りたい場合には、取引店に問い合わせるものとします。</p>	<p>控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した金銭)を、当該預金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しません。</p> <p>(1) 預金者が23歳未満である場合  (2) 預金者が学校等に在学している場合  (3) 預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合  (4) 平成31年3月31日以前に教育資金非課税措置の適用を受けた金銭</p> <p>なお、上記(2)または(3)に該当する場合は、その旨を証明する書類を提出していただきます。</p> <p>4. 当行は、当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した<u>管理残額(令和3年3月31日以前の贈与については、当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金拠出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡3年以内に信託等により取得した金銭の金額)</u>および当該贈与者が死亡した日を記録します。預金者が管理残額を知りたい場合には、取引店に問い合わせるものとします。</p>
---	---